

陳 情 文 書 表

令 7 陳情第 2 0 号		令和 7 年 1 1 月 1 0 日受理
件 名	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 4 階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利	
陳 情 の 要 旨		
2 0 2 5 年 2 月に自民党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、公私ともに年収 9 1 0 万円以上の全世帯に、年額 1 1 万 8 , 8 0 0 円を支援するための予算を計上した補正予算が 3 月 3 1 日に成立しました。「3 党合意」では、2 0 2 6 年度から授業料支援額を 2 0 2 5 年度の私立高校授業料平均額に相当する 4 5 万 7 , 0 0 0 円に引き上げ、年収 5 9 0 万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれています。自治体間格差が拡大する中で国が大幅な拡充に踏み出したことは、保護者・生徒にとって歓迎すべきことです。 しかし、教育の無償化がこれで完成したわけではありません。第一に、文部科学省は、2 0 2 5 年度の制度拡充を今年度限りの新規事業である高校生等臨時支援金とし、2 0 2 6 年度については「所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引上げも含めたいいわゆる高校授業料の無償化を別途検討中です」としています。必要な財源を確保した上で、少なくとも合意された内容を着実に実施することが求められています。第二に、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費などの高額な私費負担が残っています。家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要があります。第三に、私立学校への経常費助成は公立高校生一人当たり公費支出額の 3 割にとどまっています。私立学校が公教育として重要な役割を担っているとの立場から、1 9 7 5 年の私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「経常費国庫補助 1 / 2 助成」が速やかに実現されることを強く求めます。そして何より、公私問わず少人数学級、専任教諭増員を進め、全ての子どもたちに行き届いた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠です。不登校やいじめの		

件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかなです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を図ること。